

報 告 書

平成25年1月18日

吉川市フッ化物応用協議会

目 次

1	はじめに	1
2	吉川市の歯科保健の現状	1
3	歯科保健推進に関する動向	10
4	吉川市のフッ化物利用の現状と課題	11
5	課題解決のための方策	15
6	資料編	17～25
	○ う歯（乳歯＋永久歯）・C Oの分布状況	
	○ 市内小学校間における歯の健康格差	
	○ 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行	
	○ 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行	
	○ 国や専門機関である日本歯科医師会、日本口腔衛生学会の見解	
	○ 平成15年吉川市水道水フッ化物添加検討部会結論	
	○ 平成19年吉川市フッ化物応用研究会の結論	
	○ 吉川市フッ化物応用協議会の概要	
	○ 吉川市フッ化物応用協議会設置要綱	

1 はじめに

吉川市では、市民の健康づくりを進めるためには、歯や口腔をケアし生涯にわたり歯を喪失しないことが極めて重要であるとの視点から、市民の公衆衛生の向上を図るために、むし歯予防に効果のあるフッ化物利用を勧めている。

吉川市の第5次総合振興計画では、「生涯を通じた健康づくりの推進」の中で歯科保健の推進を図るために「むし歯予防に有効なフッ化物利用の推進」を位置づけており、今後、歯科保健対策としてフッ化物応用を勧めることとしている。

そのために、公衆衛生向上の重要性やフッ化物を利用することの有効性や安全性について、より多くの市民から理解を得られることが必要であるとして、平成23年8月「フッ化物についての正しい情報の提供と今後のあり方」について協議することを目的に吉川市フッ化物応用協議会を設置し、以来7回にわたり協議会を開催し、協議した結果をここに報告するものである。

2 吉川市の歯科保健の現状

(1) 歯科疾患の現状

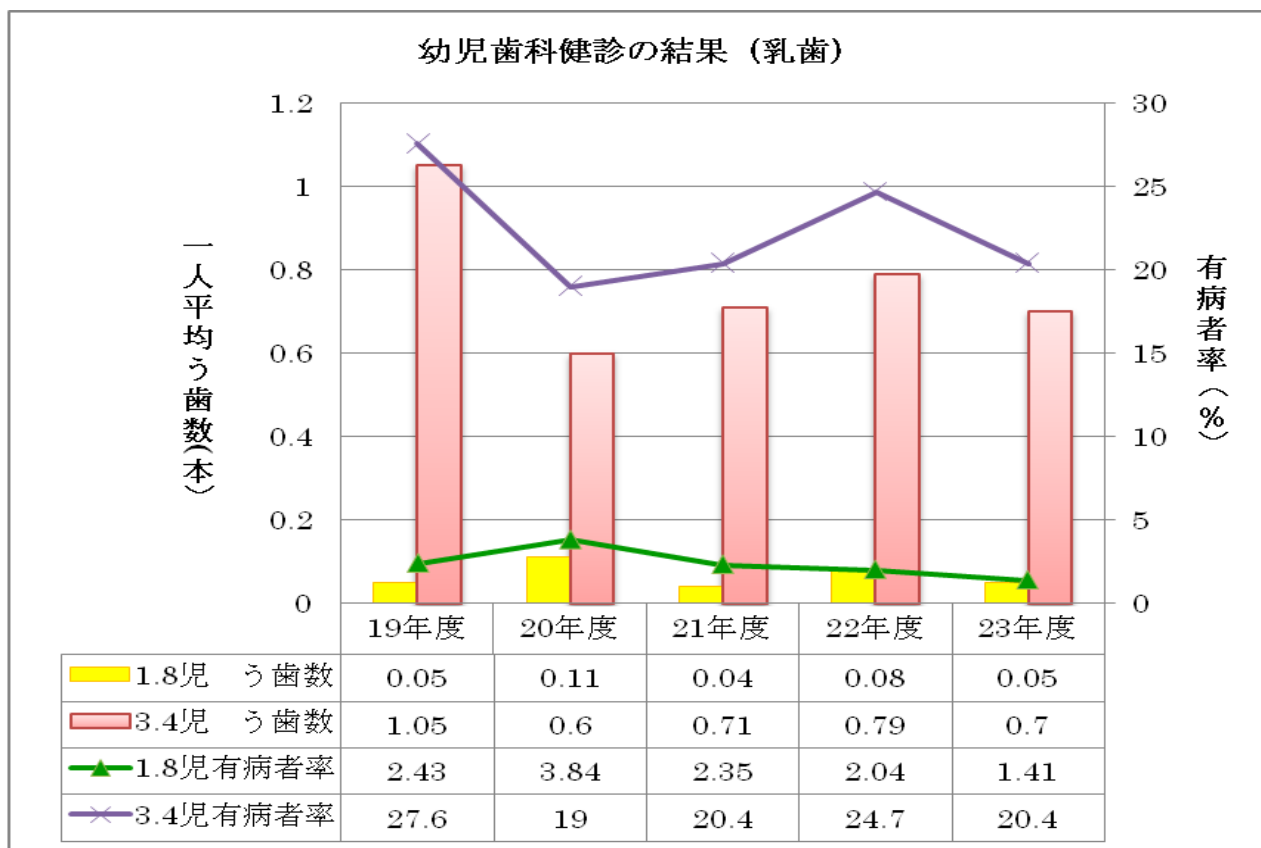
吉川市の幼児歯科健診では下表の通り、平成23年度における1歳8か月児のむし歯有病者率は1.41%、一人平均う歯数は0.05本であるのに対し、3歳4か月児ではそれぞれ20.4%、0.7本と大幅に増加している。

学齢期では、平成24年度学校定期歯科健診において、小学校1年生のむし歯有病者率は24.3%、一人平均う歯数は0.05本であるのに対し、永久歯がほぼ生え揃う中学1年生ではそれぞれ29.9%、0.56本で、学年を増すごとに有病者率、一人平均う歯数が増加している。

集団基本健診（18歳以上）時に実施している歯周病検診では、受診者の80%以上が要精検である

※幼児歯科健診の結果（乳歯）

	1歳8か月児健診		3歳4か月児健診	
	う歯数（本）	有病者率（%）	う歯数（本）	有病者率（%）
平成19年度	0.05	2.43	1.05	27.6
平成20年度	0.11	3.84	0.60	19.0
平成21年度	0.04	2.35	0.71	20.4
平成22年度	0.08	2.04	0.79	24.7
平成23年度	0.05	1.41	0.7	20.4

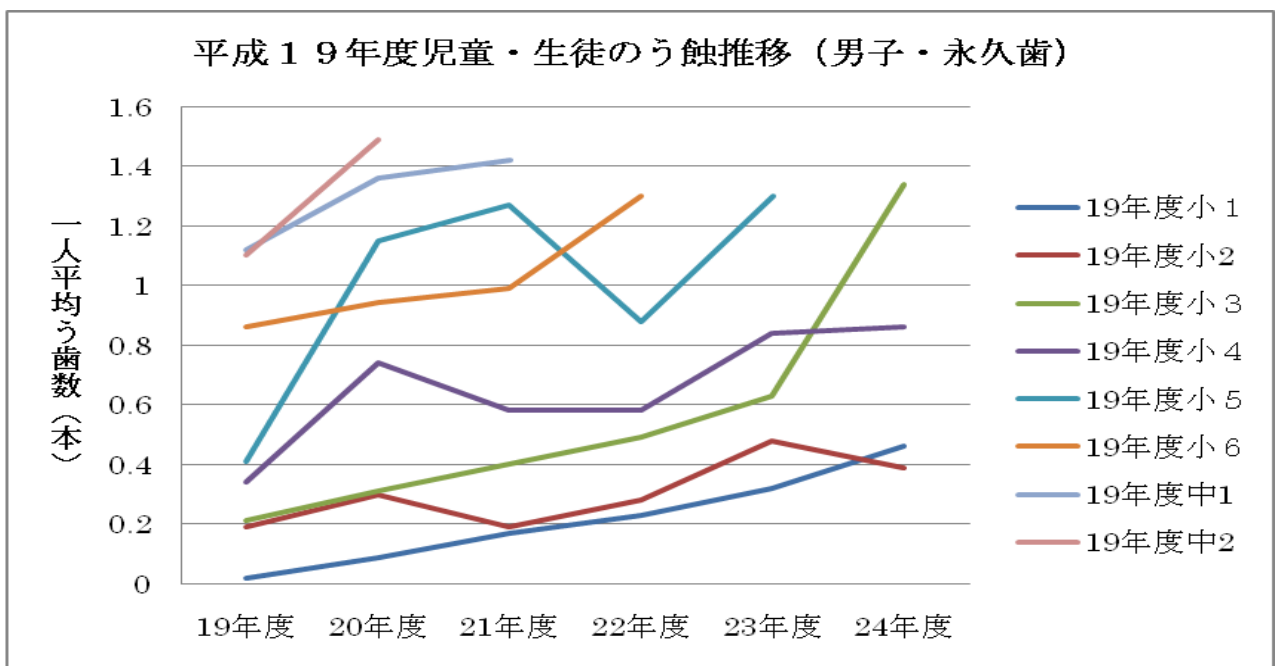
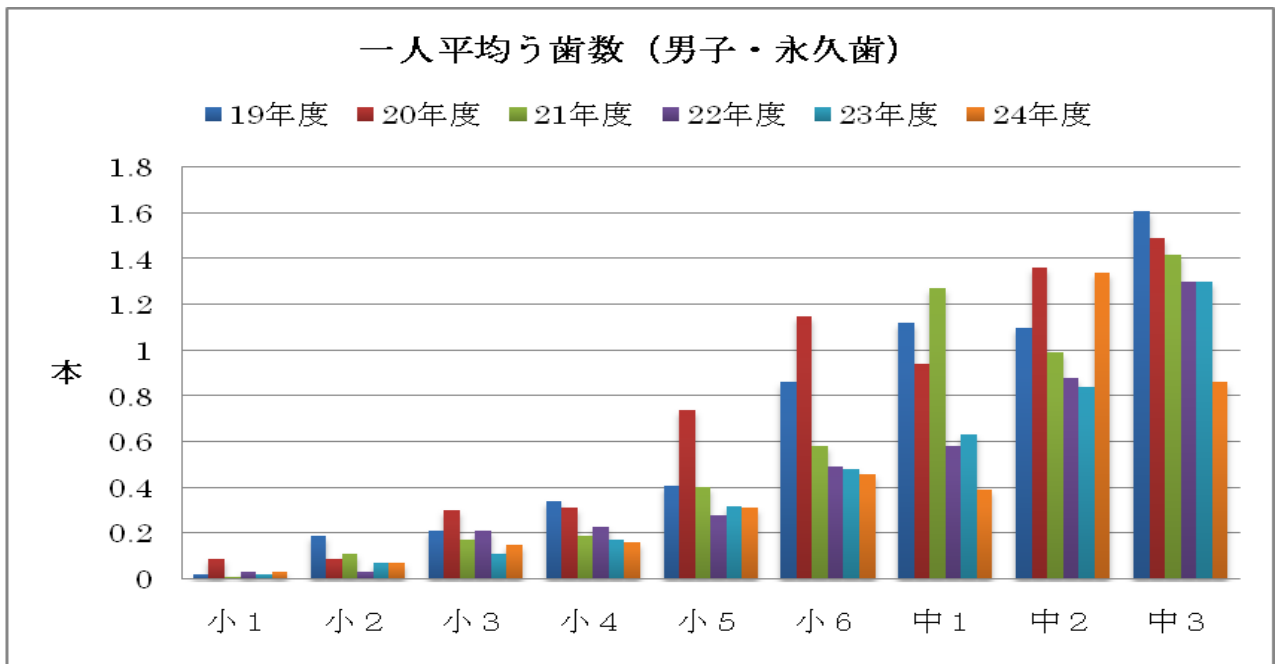


※学校歯科健診の結果（永久歯）

① 1人平均う歯数（単位：本）

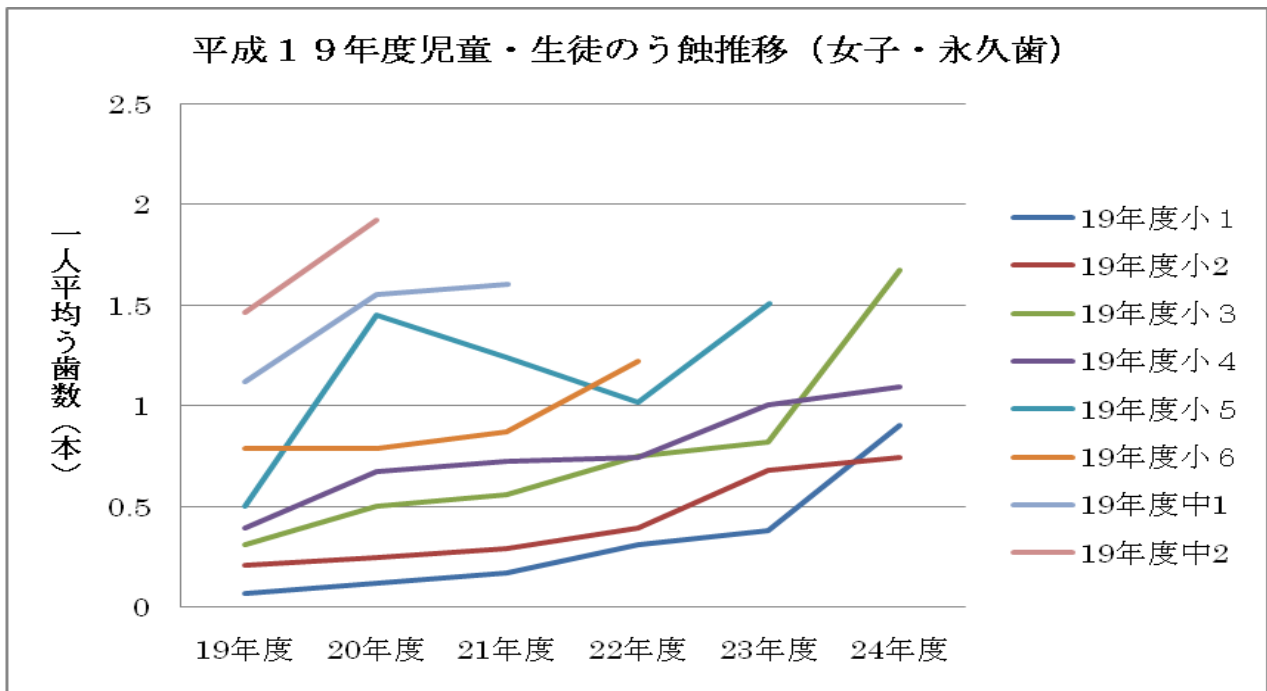
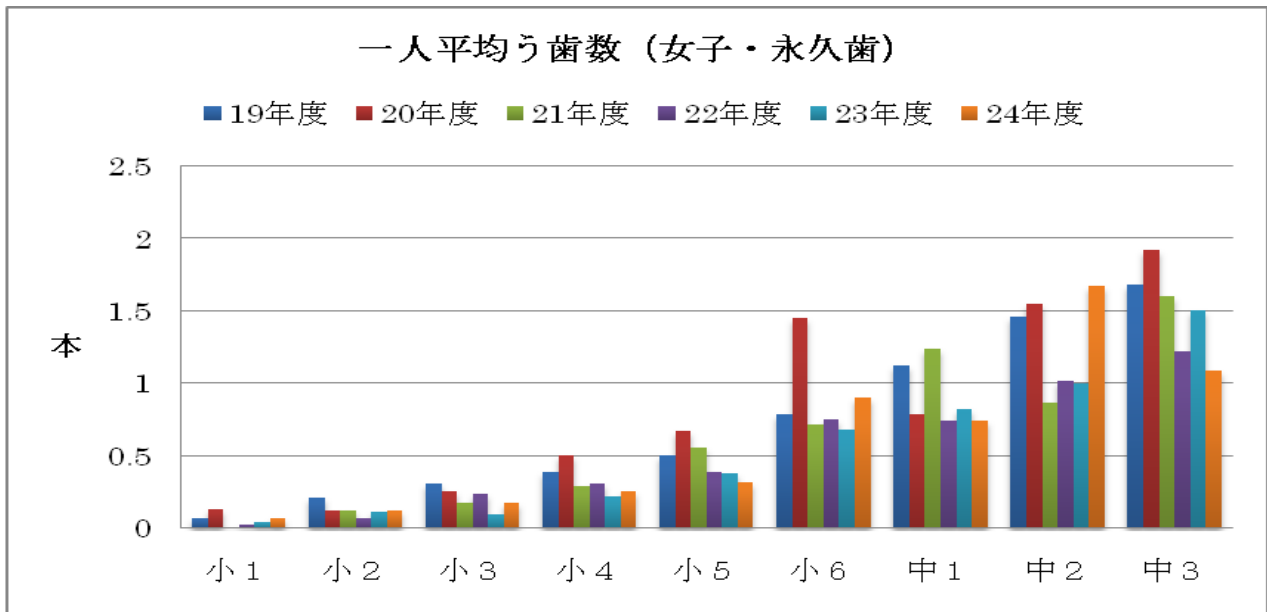
男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成19年度	0.02	0.19	0.21	0.34	0.41	0.86	1.12	1.10	1.61
平成20年度	0.09	0.09	0.30	0.31	0.74	1.15	0.94	1.36	1.49
平成21年度	0.01	0.11	0.17	0.19	0.40	0.58	1.27	0.99	1.42
平成22年度	0.03	0.03	0.21	0.23	0.28	0.49	0.58	0.88	1.30
平成23年度	0.02	0.07	0.11	0.17	0.32	0.48	0.63	0.84	1.30
平成24年度	0.03	0.07	0.15	0.16	0.31	0.46	0.39	1.34	0.86



女子

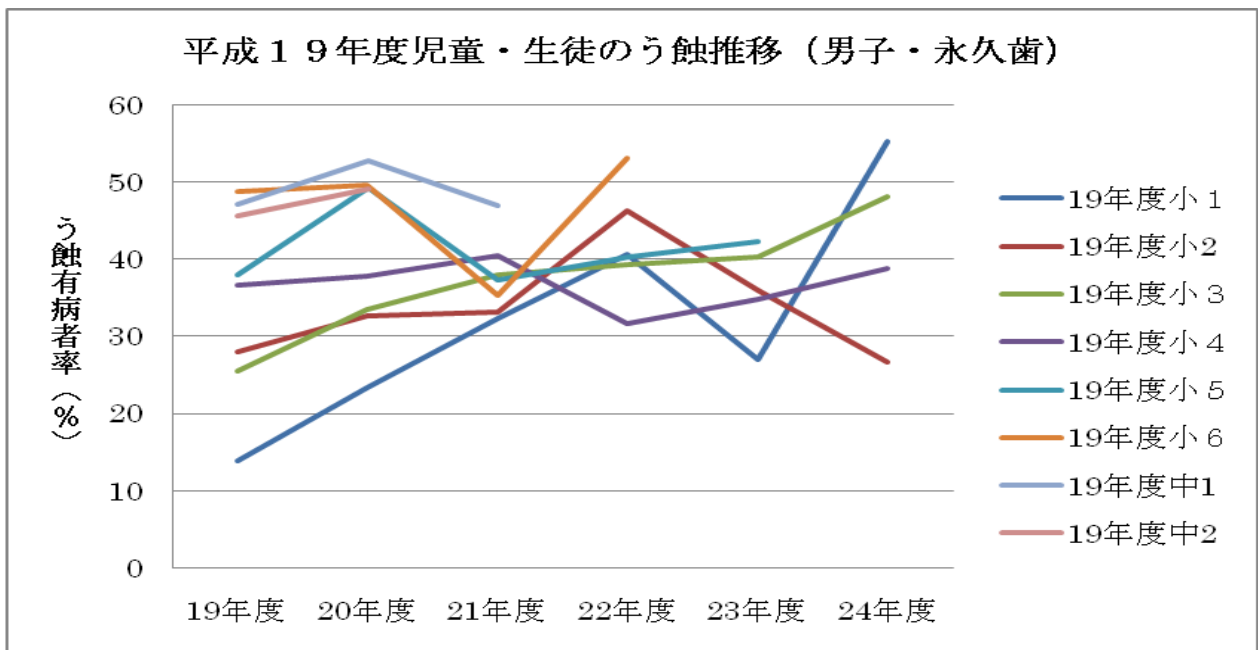
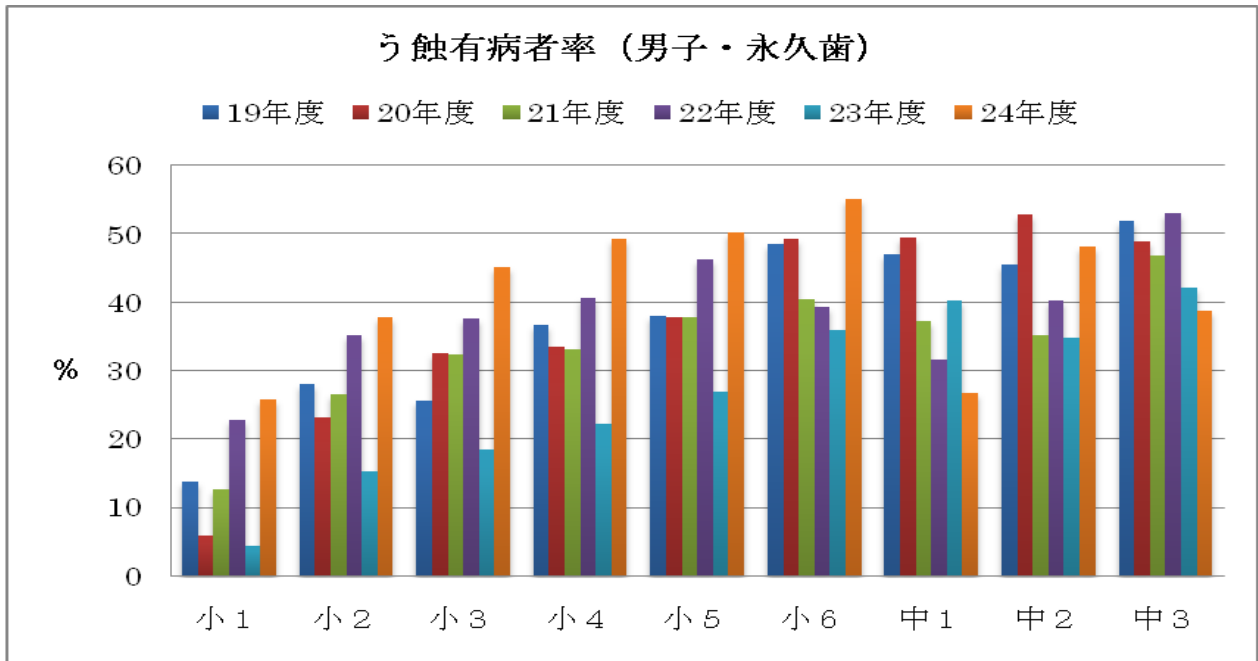
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成19年度	0.07	0.21	0.31	0.39	0.50	0.79	1.12	1.46	1.68
平成20年度	0.13	0.12	0.25	0.50	0.67	1.45	0.79	1.55	1.92
平成21年度	0.01	0.12	0.17	0.29	0.56	0.72	1.24	0.87	1.60
平成22年度	0.02	0.07	0.24	0.31	0.39	0.75	0.74	1.02	1.22
平成23年度	0.04	0.11	0.09	0.22	0.38	0.68	0.82	1.00	1.51
平成24年度	0.07	0.12	0.17	0.25	0.32	0.90	0.74	1.67	1.09



②有病者率（単位：％）

男子

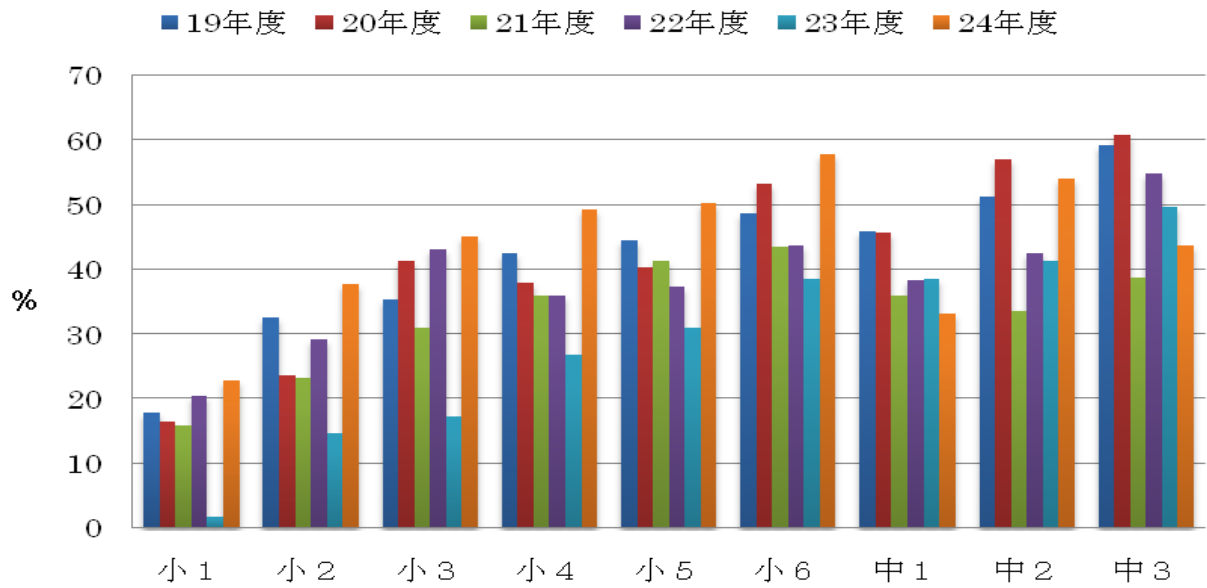
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成19年度	13.8	28.0	25.5	36.7	38.0	48.6	47.0	45.6	52.0
平成20年度	5.9	23.2	32.6	33.5	37.9	49.2	49.5	52.8	49.0
平成21年度	12.7	26.5	32.3	33.1	37.9	40.5	37.3	35.2	46.9
平成22年度	22.8	35.2	37.7	40.6	46.2	39.3	31.7	40.3	53.0
平成23年度	4.3	15.3	18.5	22.3	26.9	35.9	40.3	34.8	42.2
平成24年度	25.7	37.8	45.1	49.3	50.3	55.2	26.7	48.1	38.8



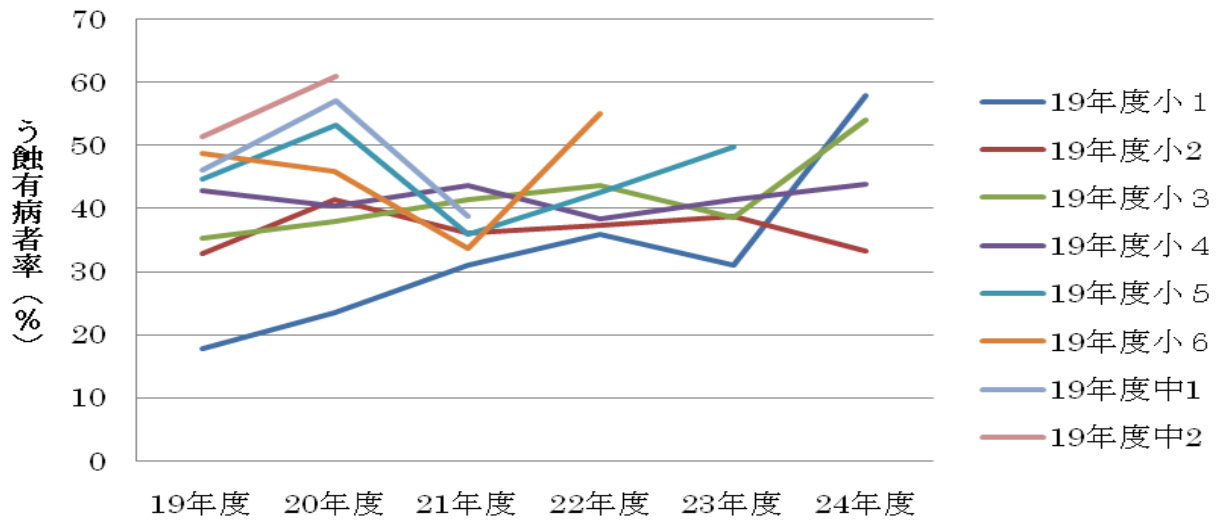
女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成19年度	17.8	32.7	35.3	42.6	44.6	48.7	46.0	51.4	59.2
平成20年度	16.4	23.6	41.3	37.9	40.3	53.2	45.8	57.1	60.9
平成21年度	15.9	23.3	31.1	35.9	41.4	43.5	35.9	33.7	38.7
平成22年度	20.5	29.3	43.1	36.0	37.3	43.7	38.3	42.6	54.9
平成23年度	1.7	14.8	17.3	26.9	31.1	38.6	38.6	41.4	49.7
平成24年度	22.9	37.8	45.1	49.3	50.3	57.9	33.2	54.0	43.7

う蝕有病者率（女子・永久歯）



平成19年度児童・生徒のう蝕推移（女子・永久歯）



市内中学校のう歯数别人数分布図（平成24年度）

1年男子

う歯数	人数	割合%
0	263	78.0
1	34	10.1
2	23	6.8
3	6	1.8
4	9	2.7
5	1	0.3
6	1	0.3
7	0	0.0
8	0	0.0
9	0	0.0
10	0	0.0
11	0	0.0
12	0	0.0
13	0	0.0
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	0	0.0
合計	337	100.0

2年男子

う歯数	人数	割合%
0	192	58.2
1	36	10.9
2	38	11.5
3	18	5.5
4	13	3.9
5	11	3.3
6	10	3.0
7	4	1.2
8	3	0.9
9	2	0.6
10	1	0.3
11	0	0.0
12	2	0.6
13	0	0.0
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	0	0.0
合計	330	100.0

3年男子

う歯数	人数	割合%
0	233	67.3
1	47	13.6
2	17	4.9
3	16	4.6
4	17	4.9
5	3	0.9
6	6	1.7
7	5	1.4
8	1	0.3
9	0	0.0
10	1	0.3
11	0	0.0
12	0	0.0
13	0	0.0
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	0	0.0
合計	346	100.0

1年女子

う歯数	人数	割合%
0	233	70.4
1	37	11.2
2	32	9.7
3	11	3.3
4	15	4.5
5	2	0.6
6	1	0.3
7	0	0.0
8	0	0.0
9	0	0.0
10	0	0.0
11	0	0.0
12	0	0.0
13	0	0.0
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	0	0.0
合計	331	100.0

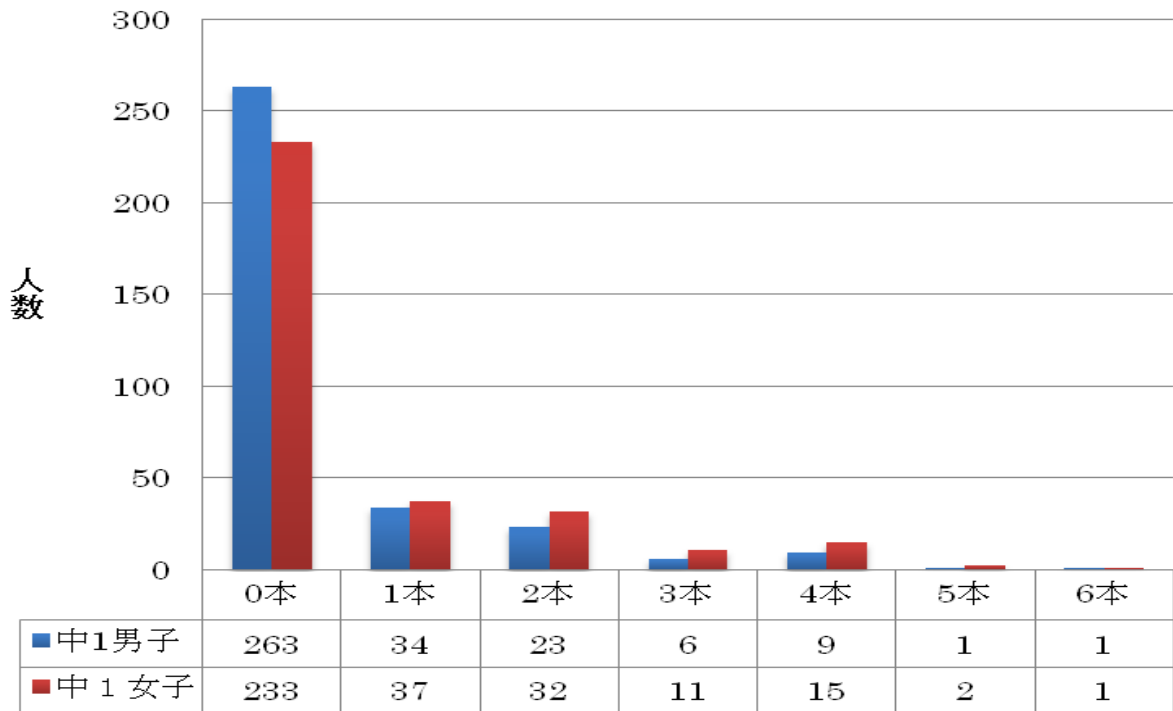
2年女子

う歯数	人数	割合%
0	167	50.8
1	41	12.5
2	33	10.0
3	18	5.5
4	23	7.0
5	18	5.5
6	11	3.3
7	10	3.0
8	5	1.5
9	1	0.3
10	0	0.0
11	0	0.0
12	1	0.3
13	0	0.0
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	1	0.3
合計	329	100.0

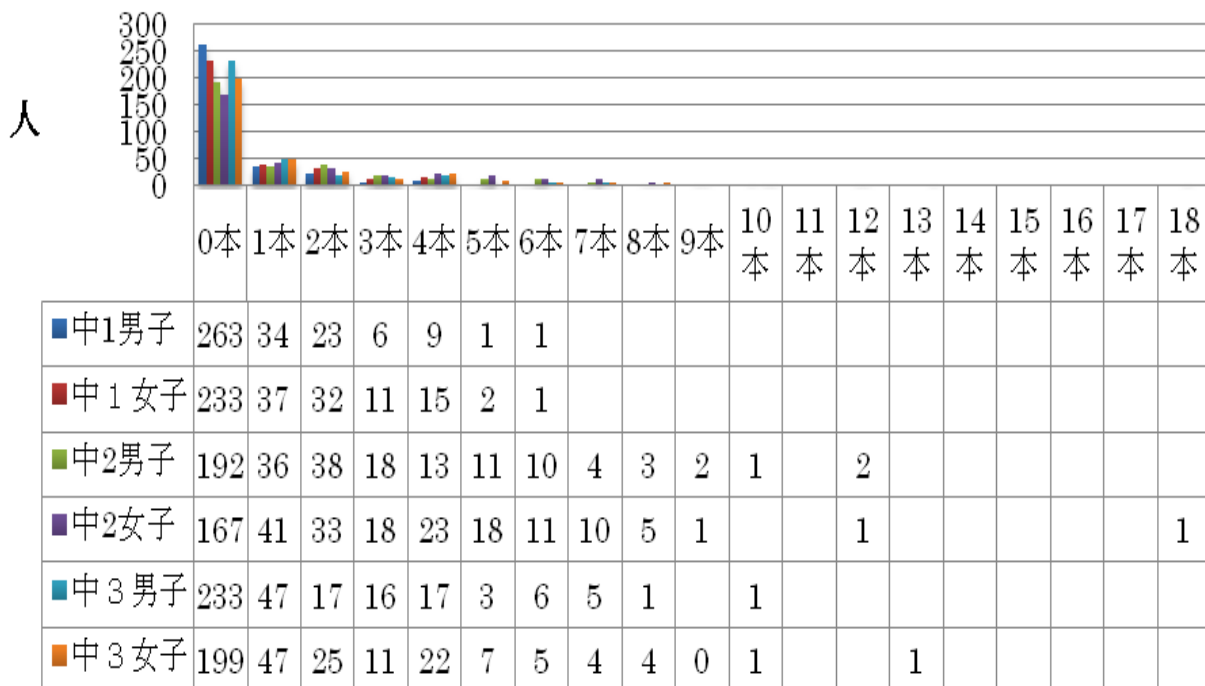
3年女子

う歯数	人数	割合%
0	199	61.0
1	47	14.4
2	25	7.7
3	11	3.4
4	22	6.7
5	7	2.1
6	5	1.5
7	4	1.2
8	4	1.2
9	0	0.0
10	1	0.3
11	0	0.0
12	0	0.0
13	1	0.3
14	0	0.0
15	0	0.0
16	0	0.0
17	0	0.0
18	0	0.0
合計	326	100.0

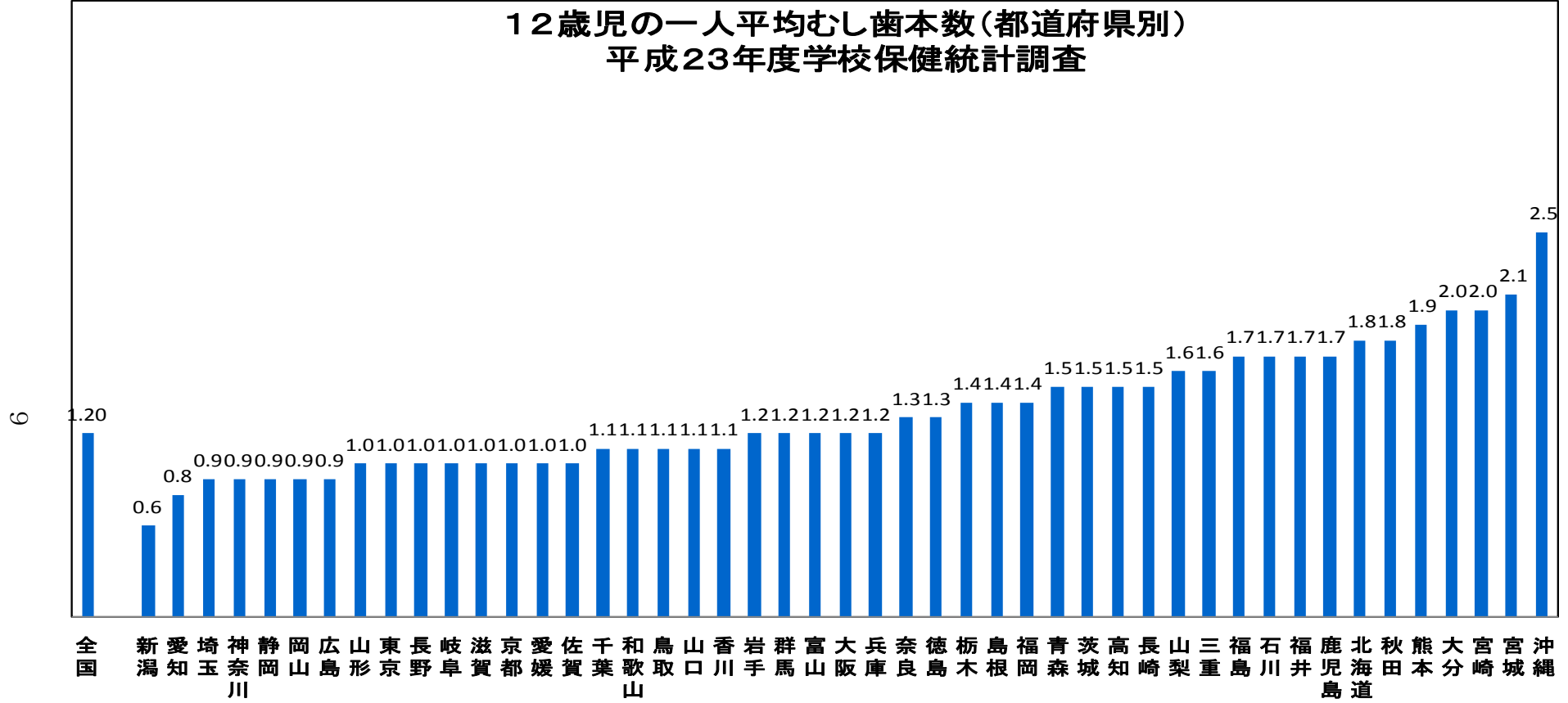
中学1年生 う歯数の分布



う歯数の分布状況



12歳児の一人平均むし歯本数(都道府県別) 平成23年度学校保健統計調査



※歯周病検診の結果

	20年度		21年度		22年度		23年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
受診者数 (人)	111	160	99	182	133	173	87	129
異常なし(人) (%)	14 (12.6)	37 (23.1)	11 (11.1)	21 (11.5)	12 (9.0)	24 (13.9)	4 (4.6)	8 (6.2)
要指導 (人) (%)	8 (7.2)	16 (10.0)	4 (4.0)	8 (4.4)	7 (5.3)	11 (6.4)	6 (6.9)	15 (11.6)
要精検 (人) (%)	89 (80.2)	107 (66.9)	84 (84.8)	153 (84.1)	114 (85.7)	138 (79.8)	77 (88.5)	106 (82.2)

(2) 吉川市歯科保健事業の現状

吉川市では、乳幼児期から高齢期までライフステージごとに、歯や口腔をケアするために歯科保健事業を実施している。

事業名	対 象	内 容
幼児歯科健診	1歳8か月児 3歳4か月児	歯科健診、歯科保健指導、ブラッシング指導
学校歯科健診	児童・生徒	歯科健診
フッ化物歯面塗布	1歳～就学前	歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布
歯周病検診	18歳以上	歯科健診、保健指導、ブラッシング指導
フッ化物洗口	保育所、小学校	フッ化物洗口（保育所4か所、小学校3校）
母親学級	妊婦	妊娠中の歯科保健に関する健康教育
乳幼児歯科保健教室 (にこにこ歯みがき教室)	7か月～1歳児	乳歯のむし歯予防に関する健康教育と歯磨き指導
出前講座	市民	フッ化物応用に関する啓発講座
フッ化物水試飲体験	市民	保健センター及び市内の協力歯科医院において給水器で提供

3 歯科保健推進に関する動向

(1) 国の動き（法律の制定）

国民保健の向上に寄与するため口腔の保持の推進に関する施策を総合的に推進するために、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が平成23年8月10日に施行された。

平成24年7月23日に法律第12条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項が定められ、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の歯科疾患予防における目標・計画にそれぞれフッ化物の応用が位置づけられた。（注1）

(2) 県の動き（条例の制定）

県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与するために、「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が平成23年10月18日に施行され、条例第6条第2項の基本的事項の中で第6号に「幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進」が位置づけられた。（注2）

4 吉川市のフッ化物利用の現状と課題

フッ化物を応用したむし歯予防方法は、局所的応用法と全身的応用法に分けられる。

局所的応用法は、歯面に直接フッ化物を作用させる方法で、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の3種類である。

全身的応用法は、経口的に摂取して消化管から吸収されたフッ化物イオンが、形成中の歯に取り込まれたり、萌出後の歯の表面に直接作用したりして歯質が強化される方法で、代表的なものが水道水フロリデーションである。

(1) フッ化物洗口

ア 現状

フッ化物（フッ化ナトリウム）の水溶液を用いて、ブクブクうがいを行う方法（900ppm：週1回法、450ppm：週2回法、225ppm：週5回法）で、国や日本歯科医師会などの専門機関が高いむし歯予防効果や安全性を認めている。

当市では、平成24年4月1日現在、小学校3校（北谷小学校、関小学校、旭小学校）及び保育所（園）4か所（第二保育所、青葉保育園、育暎保育園、つばさ保育園）で実施している。この事業は、埼玉県から埼玉県歯科医師会に委託された「フッ化物洗口事業」を活用して実施している。

小学校・保育所のフッ化物洗口実施状況

実施箇所	開始時期	実施方法	実施者(H23)
北谷小学校	平成20年6月	週1回	535人(97.6%)
関小学校	平成21年5月		719人(95.0%)
旭小学校	平成23年5月		214人(81.1%)
第二保育所	平成15年6月	週2回	34人(4歳5歳)
青葉保育園	平成20年1月		49人(4歳5歳)
育暎保育園	平成20年9月		45人(4歳5歳)
つばさ保育園	平成23年4月		25人(4歳5歳)

イ 課題

フッ化物洗口の有効性や安全性については、科学的に実証されており、国をはじめとして、専門機関が推奨しており、当市においても、国のガイドラインやマニュアルを遵守し実施している。しかし一方で、有効性や安全性が正しく理解されていないことや実施施設が少ないことが課題となっている。

(2) フッ化物歯面塗布

ア 現状

比較的高濃度（9,000ppm）のフッ化物溶液やゲルを歯科医師や歯科医師の指示により、歯科衛生士が歯面に塗布する方法で、主に、乳歯う蝕の予防として歯が生えはじめたばかりの1歳児から、また、成人では、歯根面う蝕の予防として実施されている。

当市では、集団フッ化物歯面塗布事業として、吉川歯科医師会に委託し保健センターで年6回実施しているが、保健センターでの実施者数は減少している。

集団フッ化物歯面塗布の状況

実施箇所	開始	実施方法	実施者（H23）
吉川市保健センター	昭和55年	1歳から就学前の乳幼児対象で年6回実施	283人

イ 課題

フッ化物歯面塗布の有効性や安全性については、科学的に実証されており、国をはじめとして、専門機関が推奨しており、むし歯多発傾向児に対しては、健康保険給付対象になるなど普及が図られている。当市においても、国の実施要領を遵守し実施しており効果が得られている。しかし一方で、非科学的な情報などにより、有効性や安全性が正しく理解されていないことが課題となっている。

(3) 水道水フロリデーション

ア 現状

水道水フロリデーションは、水道水中に天然にも含まれているフッ化物イオンの濃度を、むし歯予防に最適な濃度（水道法上限値0.8ppm）に調整する方法で、各種フッ化物応用の中でも公衆衛生的に最もすぐれた手法である。WHO（世界保健機関）をはじめ、世界の関係機関が推奨し（注3）、安全性や有効性についても科学的に実証されており、現在、世界60カ国以上で実施されている。このことから、吉川市では過去2回、フッ化物応用に関する検討部会を設置し、研究協議したことがあるが、実施には至らなかった経緯がある。（注4）

吉川市では、水道水フロリデーションの実施には、何よりも市民の理解が必要なことから、現在、普及啓発活動に取り組んでいる。

市のこれまでの取組み経過

年 月	項 目	内 容
平成 13 年 3 月	平成 1 3 年度施政方針	「水道水フロリデーション検討委員会の設置」を表明、第 4 次吉川市総合振興計画（平成 1 4 年度～2 3 年度）に水道水フロリデーションを調査研究することを位置づけた。
平成 13 年 12 月	「吉川市水道水フッ化物添加検討部会」設置（事務局：吉川市水道課）	公募市民、吉川市医師会、吉川歯科医師会、吉川市薬剤師会、市議会の代表者、フッ素利用をすすめる女性の会、吉川保健所長、埼玉県歯科保健担当者（20 名）の委員による 1 0 回の協議を実施
平成 15 年 8 月	検討部会から水道運営委員会へ報告書 ※ 1	「水道水へのフッ化物添加が、う蝕の予防に有効であるという認識を概ね得たが、安全性の面では委員の共通の認識が得られなかった。」 「現段階として水道水にフッ化物を添加することについて時期尚早」
平成 18 年 2 月	「吉川市フッ化物応用研究会」発足	市職員で構成し、専門家を招聘しての研修 3 回、水道水フロリデーションモデル装置の視察・見学
平成 18 年 4 月	フッ化物応用懇話会設置	行政との連携を図るために吉川歯科医師会に設置
平成 18 年 10 月	吉川歯科医師会の支援表明	「日本歯科医師会の見解を基に、専門団体としてあらゆるフッ化物応用を支援する。」
平成 19 年 3 月	吉川市フッ化物応用研究会から吉川市長に報告書提出 ※ 2	「水道水フロリデーション実施の政策決定をすることが必要」
平成 19 年 7 月	吉川市健康増進計画（健康よしかわ 2 1）策定	「虫歯予防のためにフッ素を利用することは、あらゆる世代に有用で、市民がフッ素の活用（水道水フロリデーション、フッ素歯面塗布法など）について、正しい知識を持てるよう啓発する。」
平成 21 年 7 月	吉川市フロリデーション推進協議会設立	構成：吉川歯科医師会、フッ素をすすめる女性の会、日大松戸歯学部、健康増進課職員など
平成 24 年	第 5 次吉川市総合振興計画	生涯を通じた健康づくりの推進 歯科保健の推進 <u>むし歯予防に有効なフッ化物利用を推進しますと位置づけ</u>

イ 課題

水道水フッ化物は、すでに安全性や有効性が科学的に実証されており、世界の多くの国々で実施中のう蝕予防に有用な手段であるが、本市においては、科学的根拠のない情報による風評や、選択する余地がないとする意見があるなど市民に正しく理解されていない点がある。

今後、より多くの市民に対して、これらのことについて正しい情報提供をすることが課題となっている。

5 課題解決のための方策

国では平成24年7月24日付けで歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定め、告示したところである。その中で、歯科口腔保健を推進するための目標・計画に、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージごとのう蝕予防方法の普及として「フッ化物の応用」を位置づけた。

本市においても、国のこの方針に沿い、今後、う蝕予防に効果のある「フッ化物の応用」について、現在提起されている課題を解決し、今後、更に普及啓発することが必要である。

(1) フッ化物洗口

現在、課題となっている「安全性や必要性が一部に理解されていない。(正しい情報提供が必要)」及び「実施者数が減少傾向にある。」に対する方策を以下のとおり提言します。

- | |
|---|
| <p>① 学校でのフッ化物洗口実施を拡大していくための方策を講じる必要がある</p> <ul style="list-style-type: none">・未実施校の認識を高めていく必要がある。・教育委員会は、積極的に情報提供に努めていただきたい。・学校歯科医は、専門家として主導的な役割を担うことが望ましい。 <p>② 保育所のフッ化物洗口について</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者に対して、フッ化物洗口の有効性や安全性についての具体的なデータ提示(う蝕の減少状況など)が必要である。 |
|---|

(2) フッ化物歯面塗布

現在、課題となっている「安全性や必要性が一部に理解されていない。(正しい情報提供が必要)」及び「保健センターでの実施者数が減少傾向にある。」に対する方策を以下のとおり提言します。

① 周知の新たな取り組みが必要である。

- ・母子保健法施行規則の改正により、母子健康手帳に新しくフッ化物、フッ素の利用の項目が追加されることから母親学級において歯科医師による情報提供が必要である。
- ・既存の歯みがき教室などで保護者に対し、フッ化物歯面塗布について周知を図っていく必要がある。

(3) 水道水フロリデーション

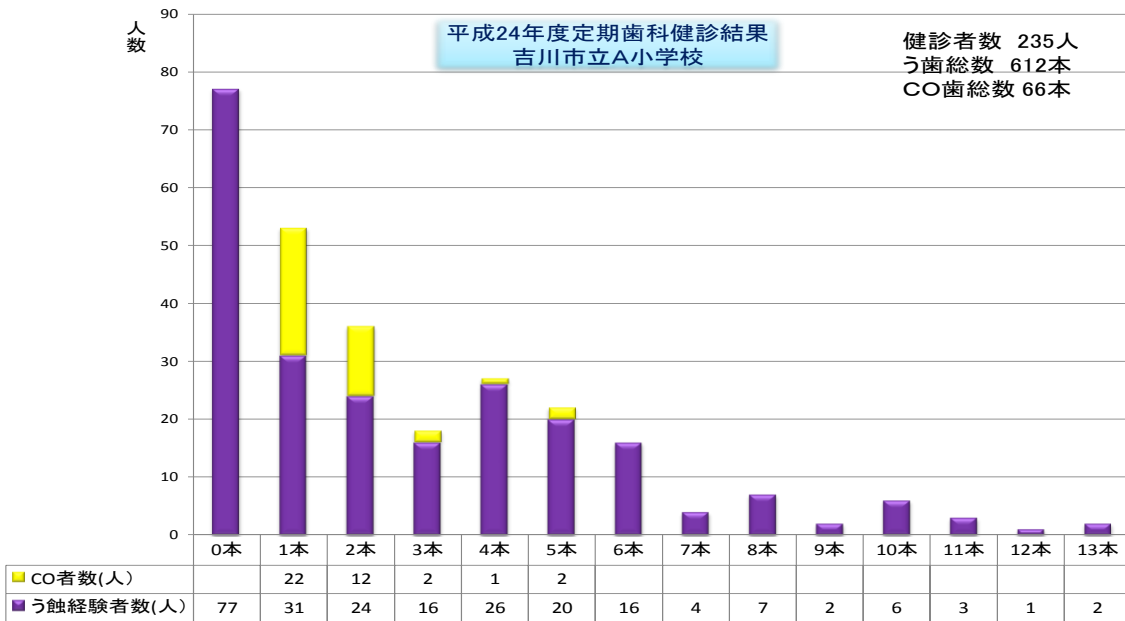
現在課題となっている「誤った情報(有効性・安全性)が流れ誤解が生じている(正しい情報提供が必要)」、「より多くの市民に周知されていない」及び「選択の余地がないとする考えについて」に対する方策を以下のとおり提言します。

① 今後も、さまざまな機会を捉えて、積極的に正しい情報を提供し、市民の理解を深める必要がある。

② 水道水フロリデーションの実施の判断は、自治体が行うものであるが、それまでの過程において、専門機関による支援や地域住民のコンセンサスが必要である。

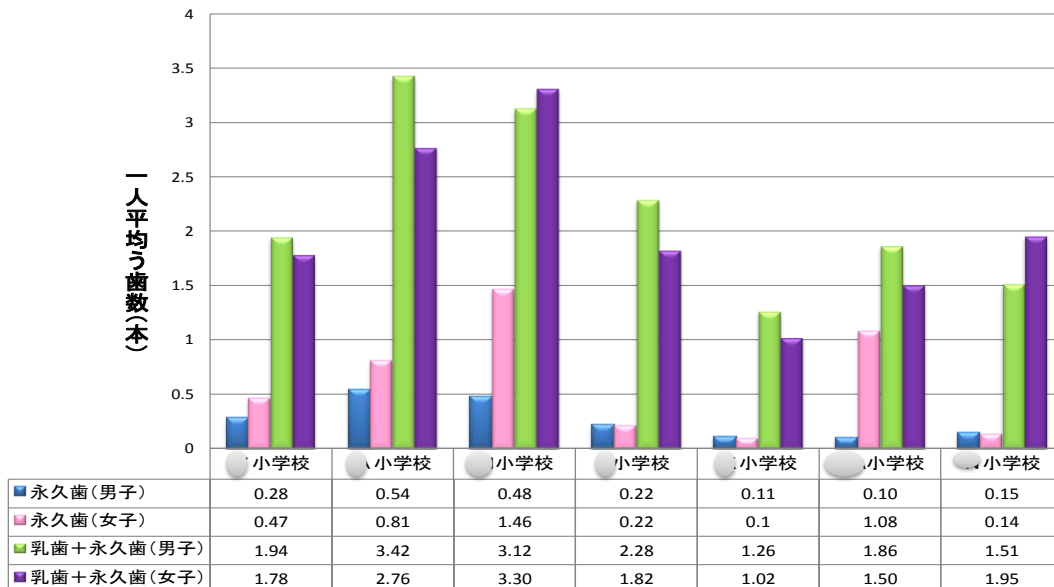
③ 選択の余地を残すために、各家庭においてフッ化物を除去する装置について調査する。

う歯(乳歯+永久歯)・CO歯の分布状況



市内小学校間における歯の健康格差

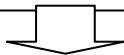
平成24年度 吉川市内小学校別 むし歯状況



(注1) 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行（平成23年8月10日施行）

法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効



国民保健の向上に寄与するため歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

○基本理念（第2条）

- ①国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ②乳幼児期から高齢期までのそれぞれの期間における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

○責務

- ①国及び地方公共団体（第3条）
- ②歯科医師、歯科衛生士等（第4条）
- ③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者（第5条）
- ④国民について、責務を規定（第6条）

○歯科口腔保健の推進に関する施策

- ①歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ②定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

※基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表（第12条）
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置（任意設置）
※センターは歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

厚生労働省：関係部局との横断的な連携が必要なため「歯科口腔保健推進室」を設置

法律第12条第1項に基づく基本的事項の公表

(平成24年7月23日厚生労働省告示第438号)

歯科口腔保健を推進するための目標・計画（歯科疾患の予防における目標計画）

1 乳幼児期

目標	健全な歯、口腔の育成		
具体的指標		現状値	目標値(H34年度)
	① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識） ・ 歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等） ・ う蝕予防方法の普及（<u>フッ化物の応用</u>、小窩裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） ・ その他 		

2 学齢期

目標	口腔状態の向上		
具体的指標		現状値	目標値(H34年度)
	① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%
	② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識） ・ 歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等） ・ う蝕予防方法の普及（<u>フッ化物の応用</u>、小窩裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） ・ 歯周病予防方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等） ・ その他 		

3 成人期（妊産婦である期間を含む）

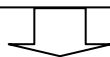
目標	健全な口腔状態の維持		
具体的指標		現状値	目標値(H34年度)
	① 20代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%
	② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%
	③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%
	④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識） ・ 歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕、歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等） ・ う蝕予防方法の普及（<u>フッ化物の応用</u>、定期的な歯科検診等） ・ 歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等） ・ その他 		

4 高齢期

目標	歯の喪失の防止		
具体的指標		現状値	目標値(H34年度)
	① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%
	② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%
	③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%
	④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及活動（歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識） ・ 歯科保健指導の充実（生活習慣・う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等） ・ う蝕予防方法の普及（<u>フッ化物の応用</u>、定期的な歯科検診等） ・ 歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等） ・ その他 		

(注2) 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行 (平成23年10月18日)
条例の概要

○口腔の健康づくりが県民の健康の維持及び増進等に果たす役割の重要性



県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与するために、歯科口腔保健の推進に関する定めること等により歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

○基本理念

- ①県民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ②乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進
- ③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進

○責務

- ①県の責務
- ②歯科医療等業務従事者等の責務
- ③県民の責務

基本的事項の策定等

知事は、歯科口腔保健の推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

11の基本的事項を定め、第6号にう蝕予防のためのフッ化物応用を位置づけている。

六 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策



基本的事項の公表
個本的事項の毎年度評価、見直し

県は必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

(注3) 国や専門機関である日本歯科医師会、日本口腔衛生学会の見解

① 厚生労働省（健康政策局歯科保健課と生活衛生局水道環境部との合意文書

2000年12月、厚生省（現厚生労働省）が、「自治体から、水道水質基準内でのフッ化物添加について技術支援要請があれば、水道事業者、水道利用者、地元歯科医師会等の理解等を前提に、厚生科学研究の成果を活用する等により歯科保健行政の一環として応じてまいりたい。」と技術支援をすることを表明した

② 日本歯科医師会

日本歯科医師会は、1971年に「フッ化物に対する基本的見解」を発表し、以下のよう結論している。

フッ化物による局所的う蝕予防メカニズムで最も重要な点がエナメル質表層および歯垢中の至適濃度以上のフッ素によるものであることを考えれば、飲料水中フッ化物添加が最も有用性のあることが考えられ、次いで他の全身的応用法が挙げられよう。局所応用法については、なるべく多回数あるいは規則的に、しかも安全に応用しうるものが理論的にも有効性が強くなるであろうことが考えられる。もしも、全身および局所応用法が併用されれば、その効果は一層増大されよう。いずれにしても、現在、フッ化物応用にまさるう蝕予防手段の存在しない事実からして、フッ化物によるう蝕予防の推進こそが、現時点における最良の方法であるといえよう。」

さらに、2000年12月には、「フッ化物応用（水道水へのフッ化物添加）に関する見解」を発表し、「日本歯科医師会は水道水フッ化物添加が、各種フッ化物応用の中で、有効性、安全性、至便性、経済性等に対する、公衆衛生的に優れた方法であると認識するが、水道水への添加という手段の性格上、これらの実施は、最終的には、地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であると考え。」と結論している。

③ 日本口腔衛生学会

日本口腔衛生学会は、日本歯科医師会の「フッ化物に対する基本的な見解」（1971年）を支持し、1972年に水道水フッ化物添加法の推進を表明した。1982年には「う蝕予防プログラムのためのフッ化物応用に対する見解」を公表した。

2002年9月、「今後のわが国における望ましいフッ化物応用への学術的支援」を発表し、「21世紀のわが国における国民の口腔保健の向上を図るため、専門学術団体として、フッ化物局所応用及び、水道水フッ化物添加法を推奨するとともに、それらへ学術的支援を行うことを表明いたします。」と述べている。

(注4) 平成15年吉川市水道水フッ化物添加検討部会結論

検討部会は専門家からの講義を踏まえ、水道水へのフッ化物添加がう蝕の予防に有効であるという認識を概ね得ましたが、安全性の面では共通の認識を得られませんでした。

市民レベルでは、水道水フッ化物添加についてほとんど周知がなく、今後市民の健康づくりのために、適切な情報提供を図りながら、市民とともに協議・研究を行っていくことが必要と考えます。

厚生労働省は、自治体から技術的支援要請があれば、住民等の理解等を前提に歯科保健の一環として支援するとの見解を出しておりますが、検討部会としては委員の共通認識を得られないことから、現段階として水道水にフッ化物を添加することについて時期尚早であると考えます。

※2 平成19年吉川市フッ化物応用研究会の結論

以上のように、水道水フロリデーション実施にあたっての課題と対応について整理してきたが、水道水フロリデーションは、市民のむし歯予防から歯科保健向上へと繋げるための有効な方法であることから、市の歯科保健施策に位置付けし、積極的に取り組んでいくことが肝要である。

今後、導入スケジュールや費用面などいくつか検討を要する事項も残されているが、実施の政策決定をすることが必要であることをもって、報告とするものである。

吉川市フッ化物応用協議会の概要

1 協議経過

平成23年度

回	開催日	内 容
第1回	平成23年 8月 1日	吉川市のフッ化物応用の現状と課題について
第2回	平成23年10月 6日	フッ化物応用における安全性と有効性について
第3回	平成23年12月 1日	市民の合意形成に向けた正しい情報発信について
第4回	平成24年 2月 2日	フッ化物応用の課題と今後のあり方について —フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布—

平成24年度

回	開催日	内 容
第1回	平成24年 7月19日	フッ化物応用の課題と今後のあり方について —水道水フロリデーション—
第2回	平成24年 9月13日	報告書（案）について
第3回	平成24年12月13日	報告書（案）について

2 委員名簿

氏 名	所属等	委嘱区分
戸張英男	吉川歯科医師会	関係機関を代表する者
秋本憲一	吉川松伏医師会	関係機関を代表する者
中里繁守	吉川薬剤師会	関係機関を代表する者
鶴本明久	鶴見大学	学識経験を有する者
篠田年夫	吉川市自治連合会	関係団体を代表する者
中村ヨシエ	吉川市母子愛育会	関係団体を代表する者
宮部政夫	吉川市PTA連合会	関係団体を代表する者
藤本眞一	埼玉県草加保健所	関係機関を代表する者
互 亮子	吉川市フロリデーション推進協議会	関係団体を代表する者
堀井英男	吉川市フロリデーション推進協議会	関係団体を代表する者
中村忠光	公募市民	公募市民
折原清恵	公募市民（平成23年度）	公募市民

(目的)

第1条 市の公衆衛生を向上させるために、フッ化物の応用について検討するため、吉川市フッ化物応用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市のフッ化物応用の推進に関すること。
- (2) 市のフッ化物応用の啓発・普及に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、フッ化物応用に関し必要なこと

2 前3号に掲げる事項についての検討結果は、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係機関を代表する者
- (4) 公募市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度内とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議は、会長が必要と認めるとき又は会議の決定があったときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。